労働者数 50 人未満の 事業場の事業者と労働者のみなさまへ

受けて いますか?



医師の意見聴取 健康相談 保健指導

次の産業保健サービスを受けられます

- ★労働者の健康管理に係る相談 (メンタルヘルスを含む)
- ★健康診断の結果について医師からの意見聴取
- ★長時間労働者・高ストレス労働者に対する 而接指導
- ★個別訪問による産業保健指導

登録産業医、登録保健師が事業場を訪問し、健康管理の 助言指導を行います。

希望により指導時に併せて「健康講話」も行います。 労働衛生工学専門員が、作業場の作業環境管理、作業管 理についても専門の指導助言を行います。

事業場が抱える健康・環境等の問題解決に向け、適切な アドバイスを行います。

- ●この事業は厚生労働省補助事業です。
- ●相談内容や指導内容については、個人・企業の 秘密を守ります。

年2回まで 無料 で利用できます。

お問い合わせはこちらまで

職場のいきいき健康を応援します!

糸魚川地域産業保健センター

糸魚川市横町5丁目5番58号(糸魚川市医師会内) 電話・FAX(025)553-0950

医師の意見聴取

健康診断で「異常の所見のあった労働者」の健康 を保持するために必要な就業上の措置として、事 業主が「医師から意見」を聴くことが必要です。

就業上の措置とは

- (1) 就業判断(通常勤務・就業制限・要休業)
- (2) 措置の内容は、労働時間の短縮、出張の制限、 時間外労働の制限、作業の転換、就業場所の 変更、深夜業の回数の減少などです。
- ※労働安全衛生法により義務付けられており、 健診後3カ月以内に毎年、行う必要があります。

@健康相談日 要予約





=能生地区=

会場 能生商工会 日時 偶数月 第1木曜日 午後 1 時 30 分~3 時

=糸魚川・青海地区=

会場 糸魚川地域産業保健センター 日時 毎週木曜日

(偶数月第1 木曜日は除く)

午後 1 時 30 分~3 時

